

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」に関する権限の移譲について

1. 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）が平成 23 年 8 月 26 日に成立し、8 月 30 日に公布されました。

同法の施行に伴い、「環境基本法」が平成 24 年 4 月 1 日付けて改正施行され、現在は都道府県知事の権限とされている騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務について、市長が処理することとなりました。

このため、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関する事務の権限が、平成 24 年 4 月 1 日をもって大阪府から本市に移譲されます。

2. 移譲される権限

① 地域類型の指定（法第 16 条第 2 項）

騒音に係る環境基準について、環境基準のそれぞれの類型を当てはめる地域を指定する。

② 地域類型指定の告示

地域の指定を行ったときには、直ちに告示する。

3. 今後の予定

○ 施行日（移譲の年月日）である平成 24 年 4 月 1 日までに、大阪府がこれまで指定していた地域と同じ地域（用途地域区分）で地域類型を指定し告示するとともに、市の公報に掲載する予定です。